

新型コロナウイルス感染症に伴う 特別有給休暇取得期間再延長について

就業スタッフの皆さんへ

現在当社では、新型コロナウイルス感染拡大防止策にかかる施策の一環として、「特別有給休暇取得制度」を実施しています。

政府指針に伴い、取得申請期間を再延長いたしますので、内容ご確認ください。

該当する方

- ①または②の子の世話をを行うことが必要となった方
- ①新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等（※）に通う子
※小学校等：小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）
放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等
但し、放課後児童クラブ等の施設に預ける方を除き、**学校の休みは対象外**
- ② i)～iii)のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども
- i)新型コロナウイルスに感染した子ども
ii)風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども
iii)医療的ケアが日常的に必要な子供又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

日数制限　　日数制限はありません。

取得可能期間　　2020年10月1日（木）～2020年12月31日（木）

取得申請　　担当オフィス・担当営業までご連絡ください。申請書類をお送りします。
必要事項をご記入の上、ご返送ください。
②に該当する場合、診断書が必要になります。
※但し、後日必要書類の取得をお願いする場合がございますので、ご了承ください。
必要書類が揃わない場合、特別有給休暇を取得できない場合があります。

勤怠管理　　タイムシート：特別有給休暇取得日には勤務時間・区分を含め、何も記入しないでください。
Web勤怠：欠勤時の処理をしてください。

取得申請期限　　10月分：10/31（土）・11月分：11/30（月）・12月分：12/31（木）申し出分まで

申請書提出期限　　10月分：11/4（水）・11月分：12/2（水）・12月分：1/5（火）到着分まで
翌月 第2営業日必着
※申請書提出はFAX・PDFにて担当までお送りいただいた後、原本をお送りいただいても構いません。

給与支払　　10月分：11/13（金）・11月分：12/15（火）・12月分：1/15（金）

本件に関するお問い合わせは、テンプスタッフフォーラム各オフィス、営業担当までお願いします。